平成２４年（フ）第２６２号
埼玉県三郷市彦成２丁目29番地４
債務者　湯澤真由子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
埼玉県草加市住吉１丁目10番35―308号
債務者　長　　才助
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
埼玉県熊谷市久保島696番地24
債務者　岩﨑　　豊
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９８号
新潟県長岡市東川口1800番地１
債務者　佐竹　公一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市中島2282番地３　マンション一本木201
債務者　鷺原　郁枝
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
栃木県足利市駒場町728番地２　グランドールＫⅡ202
債務者　橋本　弘幸
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２５２号
静岡県焼津市焼津４丁目13番７号
債務者　望月　彩子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５号
東京都東村山市本町２丁目18番地５
債務者　小川　勝彦
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
東京都東村山市本町２丁目18番地５
債務者　小川菜都芽
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０３号
横浜市緑区三保町1464番地８　セントラルパーク202号
債務者　大内　木綿
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２７号
横浜市港北区新吉田東１丁目22番14号　コーポ吉田101
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８８号
横浜市西区西戸部町１丁目69番地
債務者　滝口　勝男
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２７号
横浜市戸塚区戸塚町4515番地　実方アパート201号
債務者　岩橋　和美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３０号
神奈川県綾瀬市上土棚中２丁目９番23号　オリーブハイツ202
債務者　井澤　静恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３３号
横浜市鶴見区鶴見２丁目３番45―514号　常緑ハイツ
債務者　大泉　敬子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第８７号
福島県いわき市平沼ノ内字西原147番地
破産者　有限会社菅波自動車
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部